

厚生文教委員会議事日程表

日 時 : 令和6年6月13日(木) 午前10時

場 所 : 市議会委員会室

○報告事項……………組織機構及び職員紹介について

議事	種 別	番号	件 名	摘 要
1	議 案	46	和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について	P. 96
2	議 案	47	和泉市立保健センター条例の一部を改正する条例制定について	P. 98
3	議 案	48	和泉市教育センター条例の一部を改正する条例制定について	P. 100
4	議 案	49	和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	P. 102
5	議 案	50	令和6年度和泉市一般会計補正予算(第1号)【厚生文教所管分】	P. 106

分割付託案件内訳

※ 議案第50号 令和6年度和泉市一般会計補正予算(第1号)

○歳出のうち

4 款 衛生費(予備衛生費)

9 款 教育費

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

出席委員（8名）

委員長	山本秀明	副委員長	吉川茂樹
委員	早乙女実	委員	森久往
委員（議長）	石原日出子	委員	井阪雄大
委員	小野林治三夫	委員	友田博文

欠席委員（なし）

オブザーバー（1名）

副議長 松本利裕

説明のため出席した者の職氏名

市	長	辻	宏	康											
副	市	長	森	吉	豊										
副	市	長	吉	田	康	人									
教	育	長	大	槻	亮	志									
参	与	兼	市	長	公	室	長	並	木	敏	昭				
福	祉	部	長	西	川	加	恵								
市	民	生	活	部	長	立	花	達	也						
子	育	て	健	康	部	長	藤	原	一	也					
教	育	次	長	兼	生	涯	学	習	部	長	辻	公	伸		
教	育	・	こ	ど	も	部	長	東	直	樹					
教	育	・	こ	ど	も	部	教	育	指	導	監	上	田	茂	幸

備考 各次長級以下の職員は、議案説明等の必要に応じて出席させる。

職務のため出席した者の職氏名

事務局	長	井	阪	弘	樹	次	長	兼	総	務	課	長	藤	原	準								
総	務	課	長	補	佐	上	岡	繁	総	務	課	議	事	調	査	係	総	括	主	査	西	垣	聡
総	務	課	主	任	久	保	紗	都	子	総	務	課	主	事	但	馬	慧	哉					

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○山本秀明委員長 おはようございます。

委員の皆様には御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席委員は全員出席しておりますので、これより厚生文教委員会を開会いたします。



◎市長挨拶

○山本秀明委員長 それでは、ここで市長の挨拶を願います。

はい、市長。

○辻 宏康市長 皆様、おはようございます。

厚生文教委員会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

山本委員長、吉川副委員長はじめ委員皆様方には御出席をいただき、また松本副議長には御臨席をいただいておりますことに心から厚くお礼を申し上げます。

本日は、福祉部、市民生活部、子育て健康部及び教育委員会に関連いたします所管事項のうち、本委員会に付託されました諸議案を御審査いただきます。

案件の内容等につきましては、各担当より御説明申し上げますので、何とぞよろしく御審査の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

以上、誠に簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○山本秀明委員長 市長の挨拶が終わりました。



◎組織機構説明及び職員紹介

○山本秀明委員長 議事に入る前に、報告事項として理事者より組織機構説明及び職員紹介についてお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

はい、どうぞ。

○並木敏昭参与兼市長公室長 参与の並木でございます。

令和6年4月1日付の人事異動に伴いまして、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。

厚生文教委員会関係行政機構図を御覧願います。

まず、私、参与の並木でございます。どうぞよろしく願いいたします。

以降、順次、各部長から組織機構説明並びに職員紹介をさせていただきます。

○山本秀明委員長 はい、順次どうぞ。

はい、どうぞ。

○西川加恵福祉部長 福祉部長の西川でございます。

福祉部の組織機構並びに職員の紹介をさせていただきます。

厚生文教委員会関係機構図の1ページと2ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、福祉総務課、高齢介護室、障がい福祉課、生活福祉課、広域事業者指導課の1室4課体制となります。なお、職員数につきましては102名でございます。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。網かけ部分でございます。

(職員紹介)

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○立花達也市民生活部長 続きまして、市民生活部長の立花です。

市民生活部の組織機構並びに職員の紹介をさせていただきます。

厚生文教委員会関係行政機構図の3ページと4ページを御覧願います。

まず、組織機構につきましては、市民室、保険年金室、くらしサポート課の2室1課体制で、職員総数は94人でございます。

続きまして、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。網かけ部分です。

(職員紹介)

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

子育て健康部の組織機構並びに職員の紹介をさせていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

厚生文教委員会関係行政機構図の5ページから6ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、子育て支援室、健康づくり推進室の2室体制です。なお、職員総数は65人でございます。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介させていただきます。網かけ部分でございます。

(職員紹介)

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部の東です。

続きまして、教育・こども部を紹介させていただきます。

行政機構図の7ページから9ページをお願いいたします。

まず、組織機構につきましては、教育総務課、学校園管理室、学校教育室、こども未来室の1課3室体制でありまして、市立の小学校20校、中学校9校、義務教育学校1校、幼稚園2園、保育所9園を所管しております。なお、職員数は、市立学校の調理員、用務員、市立幼稚園・保育所の職員を合わせまして総数306人です。

次に、異動、昇任のありました課長級以上の職員を紹介いたします。網かけ部分でございます。

(職員紹介)

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○辻 公伸教育次長兼生涯学習部長 生涯学習部長の辻です。

生涯学習部の組織機構と職員を紹介させていただきます。

行政機構図の10ページでございます。

まず、組織機構につきましては、生涯学習推進室、文化遺産活用課、久保惣記念美術館の1室1課1館体制で、職員数は38名でございます。

次に、令和6年4月1日付の人事異動に伴いまして異動、昇格のありました課長級以上の職員を紹介いたします。網かけ部分でございます。

(職員紹介)

○山本秀明委員長 組織機構の説明及び職員紹介が終わりました。

ここで、この後の案件に関係しない次長級以下の職員の方については退席願います。

恐れ入りますが、しばらくお待ちください。



◎委員会審査

○山本秀明委員長 それでは、議事に入ります。

本日の案件は、お手元に御配付の議事日程表のとおり、過日の本会議で本委員会に付託されました議案の審査をお願いいたします。

なお、理事者の方に申し上げます。発言の際には、必ず委員長の許可を得た後、職、氏名を述べ、答弁願います。



◎議案第46号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について

○山本秀明委員長 議事第1、議案第46号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○西川加恵福祉部長 福祉部長の西川です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第46号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由及びその内容につきまして御説明申し上げます。議案書96ページを御覧ください。

まず、提案の理由でございますが、地域包括支援センターの負担軽減等を目的とする介護保険法の改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を受けられるようになったため、必要な手数料の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、97ページの新旧対照表に基づき御説明申し上げます。

和泉市手数料条例別表第1の2は、介護保険法に基づく事業者の指定、または更新申請において事業者から市へ納める手数料を定めております。

今回、別表第1の2に、新たに、第6項を加えるもので、第6項区分中、別表第1の8の項は指定居宅介護支援事業者に該当し、15の項は指定介護予防支援事業者に該当するもので、両事業者の更新申請を同時に行う場合の手数を1万円と定めるものでございます。

最後に、附則でございますが、この条例は広域事業者管内統一の令和6年7月1日から施

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

行するものでございます。

なお、補足資料に申請区分の詳細を記載しておりますので、御参照ください。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第46号 和泉市手数料条例の一部を改正する条例制定について、提案の理由及びその内容についての説明を終わらせていただきます。よろしく御審査の上、原案どおり御可決賜りますようお願いいたします。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第46号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。



◎議案第47号 和泉市立保健センター条例の一部を改正する条例制定について

○山本秀明委員長 議事第2、議案第47号 和泉市立保健センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○藤原一也子育て健康部長 子育て健康部長の藤原です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第47号 和泉市立保健センター条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

議案書98ページを御覧ください。

まず、提案の理由ですが、和泉市立保健センターの移転に伴い、和泉市立保健センターの位置を改正しようとするものでございます。

次に、その内容でございますが、99ページを御覧ください。

第2条第2号の位置、和泉市府中町四丁目22番5号を和泉市府中町四丁目11番23号に改めるものでございます。

最後に附則でございます。この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲において規則で定める日から施行するものでございます。

なお、参考までに、平面図等の補足資料も添付しております。

以上、議案第47号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 すみません、共産党の早乙女です。

何点か確認させていただきます。

今の説明で、附則で、規則で定める日から施行ということではっきりうたっていないんですが、では、移転、引っ越しはいつ行われるのかお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

令和7年のゴールデンウィーク中の移転、引っ越しを予定しております。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 分かりました。では、業務の開始は、ゴールデンウィークで移転した後、いつになるのかを教えてください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

令和7年5月7日の水曜日を予定しております。

以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。

来年のゴールデンウィーク明けで、5月7日で業務を開始するという事なんですが、では、附則でわざわざ規則で定める日という形で明記しなかったのはなぜなのか、理由を教えてください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

工事は令和7年3月末に完了予定ですが、不測の事態にも対応できるよう、附則につきましては公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日としているものです。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 工事が途中でどうなるかという、何かあったら困るんですけども、そういうことも予測してはっきりうたわずに規則で定めるという、そういう形だろうと思います。市民的には、この条例改正では、いつから移転し業務が始まるかというのが分かりづらいと思いますので、その辺はきちんと広報等でPRしていただいて、移転がスムーズに行われるように要望して、この項を終わります。ありがとうございます。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第47号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。



◎議案第48号 和泉市教育センター条例の一部を改正する条例制定について

○山本秀明委員長 議事第3、議案第48号 和泉市教育センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○上田茂幸教育・こども部教育指導監 教育指導監の上田です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第48号 和泉市教育センター条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書100ページを御覧ください。

まず、提案理由でございますが、和泉市教育センターの移転に伴い、和泉市教育センターの位置を改正する必要があるものでございます。

次に、その内容でございますが、101ページを御覧ください。

第2条第2号の位置について、和泉市府中町四丁目20番1号から和泉市府中町四丁目11番23号に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行するものでございます。

なお、参考までに平面図等の補足資料も添付しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第48号 和泉市教育センター条例の一部を改正する条例制定についての説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 共産党の早乙女です。

先ほどの保健センターと同じ条例の改正なんですけど、同じく附則で規則から定める日という形で明記されておられませんので、同じように少し確認させていただきます。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

移転や引っ越しは、やはり同じように保健センターと一緒にですが、いつになりますか、お聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育センター所長 教育センター所長の隅埜です。

令和7年のゴールデンウィーク中の移転、引っ越しを予定しております。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。

では、同じく業務の開始はいつになるかお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育センター所長 教育センター所長の隅埜です。

令和7年5月7日水曜日を予定しております。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 先ほどと同じなのですが、なぜ附則で施行期日を明記しなかったのかお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○隅埜哲弥教育・こども部学校教育室教育センター所長 教育センター所長の隅埜です。

工事は令和7年3月末に完了予定ですが、不測の事態にも対応できるよう、附則につきましては、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日とし、期日が確定次第、教育委員会規則で定めるものでございます。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 理由は先ほどの保健センターと同じということで分かりましたけれども、教育センターのほうは、グリーンルームという形で不登校の子どもさんを見るというそういう大事な業務もあると思われまして。こちらのほうは、利用者そのものに、先ほどの話では、移転、引っ越し等々含めてきちんとやられるだろうと思うんですけども、親御さんらのほうは、こうしたことでいつになるかというのが分かりにくいと思いますので、その点のPR、きっちり分かるように、規則で定めた後、交付されるときには分かりやすく市民に徹底されるように要望して終わります。

以上です。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第48号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。



◎議案第49号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○山本秀明委員長 議事第4、議案第49号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を願います。

はい、どうぞ。

○東 直樹教育・こども部長 教育・こども部長の東です。

さきに御上程いただき、本委員会に付託されました議案第49号 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。

議案書102ページをお願いいたします。

まず、提案理由でございますが、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるものでございます。

次に、その内容でございますが、103ページをお願いいたします。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

第29条第2項第3号では、小規模保育事業所A型における子どもの保育に必要な保育士数について、3歳児はおおむね20人に1人としていたものをおおむね15人に1人とし、第4号では、4歳児5歳児に必要な保育士数をおおむね30人に1人としていたものをおおむね25人に1人とするよう改めるものでございます。

次に、104ページをお願いいたします。

第31条第2項第3号と第4号では、小規模保育事業所B型における子どもの保育に必要な保育従事者数について、次に、第44条第2項第3号と第4号では、保育所型事業所内保育事業所における子どもの保育に必要な保育士数について、最後、105ページをお願いいたします。第47条第2項第3号と第4号では、小規模型事業所内保育事業所における子どもの保育に必要な保育従事者数について、これらについて、第29条に規定する小規模保育事業所A型と同様に改めるものでございます。

最後に附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものですが、経過措置として、当分の間の基準については従前の例によるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第49号の説明とさせていただきます。何とぞよろしく御審査の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○山本秀明委員長 議案の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 共産党の早乙女です。

何点かお聞かせいただきたいと思います。

この条例の改正で、家庭的保育事業等における3歳児、4歳児、5歳児の保育士の配置基準が改善、国の改正によって改善されていくという形になるんですが、では、和泉市内でこの対象になる家庭的保育事業などはどれくらい施設としてあるのでしょうか。また、それ以外の施設は対象にならないのかお聞かせください。

また、先ほどの附則で経過措置として当分の間は従前の例によるということで、これに従わなくても今までどおりで構わないという、そんな経過措置が講じられてるんですが、国の改正でも同じようなこういう経過措置が認められてることによるものだろうと思うんですけども、では、この当分の間というのはいつ頃までなのか、どれだけの期間を国のほうは想定

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

してるのかお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○北野教育・こども部こども未来室幼保運営担当課長 幼保運営担当課長の北野です。

現在、和泉市内で運営されている家庭的保育事業等は、小規模保育事業所A型のみより小規模保育園の1事業者のみとなっております。ただし、同園については、ゼロ歳児から2歳児のみの受入れとなっているため、現在のところ、本市において今回の条例改正の対象となる家庭的保育事業等はありません。

そのほか、保育園や認定こども園の保育士などの配置基準については、大阪府の条例により定められており、同様に改正予定であることを確認しております。

また、経過措置にある当分の間という表現について、現在のところ国から想定する期間等については示されておられません。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。

今回の条例の改正、市条例の改正では、これの対象となる家庭的保育事業などは今のところ市内ではないという、そういう形で、せっかく条例改正しますけども対象としてはないということで確認をさせていただきました。

また、経過措置についても、当分の間がいつまでかということについては、国は明確にしていけないということなので、その点も大変曖昧だなという気はしますけれども、了解をいたしました。

ただ、家庭的保育事業などは市の条例で、一方で、保育園や認定こども園は市の条例でなくて府の条例の改正で配置基準が定められるという、そういう御説明でした。このことについては、予算審査の特別委員会でもその時点の予定としてお聞きをしたのですが、市内の公立の保育園は、今回の国基準の改正でどこまで実際に対応されているのか、関連してそのことも今日はお聞かせいただきたいと思います。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の樋上です。

市内の公立保育園について、3歳児は以前より児童15人に保育士1人の配置にて保育を行っております。4・5歳児については経過措置により従来の配置基準である児童30人に保育士1人の配置で対応しております。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

なお、令和6年4月の公立保育園の4・5歳児クラスの状況ですが、1クラスの児童数が25人以下となっているなどにより、18クラス中11クラスが実態として改正後の配置基準を満たしている状況となっております。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。

今の回答で、3歳児は以前から国の改善された15対1人というその形でやられてて、4・5歳児から5歳児は従前どおりの30対1でやってるといふ、そういう形ですと。

ただ、現実の配置基準は、18クラス中11クラスが実態としては改正後のいわゆる25人以下でのそういう配置になってるといふことなんですけども、つまり7クラスは未対応だといふ、新基準を満たしていないといふ、そういう形になってるといふのが今の答弁で分かりました。

では、この公立保育園としてこの7クラス未対応といふことなんですけども、いつまで経過措置を適用されるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の樋上です。

今回の配置基準の見直しは、子どもたちをより手厚く見守ることにつながるものでありますが、公立保育園の4・5歳児の配置基準の今後については、待機児童や保育士などの人材確保の状況などを見ながら、新基準への対応時期について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 待機児童数や保育士の人材確保の状況を見ながら対応時期は検討するといふことなんですけども、では、この人材確保で、今年度は職員採用を例年より前倒しされて、4月に受験申込みを受けて受付をされたといふふうに組合のニュースでも書かれてましたし、そうもお聞きしています。では、この4月で募集をされたときに、保育士については何人、いわゆる採用計画で何人の応募があったのか、昨年度の状況と併せてお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の樋上です。

職員採用試験について、昨年度は24人の応募でしたが、今年度は58人の応募がありました。以上です。

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 すみません。今年の採用の予定人数はお分かりでしょうか。何人ですか。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○樋上征史教育・こども部こども未来室幼保育成担当課長 幼保育成担当課長の樋上です。

6人を予定しております。失礼しました。7人を予定しております。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。

7人の応募で、58人が募集で応じて受験を申し込んでいるわけですね。つまり、きちんと、先ほど人材確保の状況を見ながらとおっしゃってるんですが、採用枠を拡大すれば十分対応できるはずなんです。勝手に7人というふうに絞ってるから足りないんであって、民間の私立の保育園の状況との比較もあるかもしれませんが、市として国の基準をきちっと守る部分であれば、7人ではなしに、58人も応募があるわけですから、もっと採用枠を増やせば採用が可能になると思います。その点ではきちんと採用枠を増やして対応されて、国の基準で、いわゆる当分の間を国は期日示していませんけど、法律に基づいてきちんと対応できるわけですから、その点は改善されるように強く要望して終わらせていただきます。よろしくをお願いします。

以上です。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第49号を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。



◎議案第50号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第1号）（厚生文教所管分）

○山本秀明委員長 議事第5、議案第50号 令和6年度和泉市一般会計補正予算（第1号）の本委員会所管部分を議題といたします。

なお、本件に対する議案の説明は本会議の提案理由の際に既に終わっておりますが、補足資料について理事者から説明の申出がありましたので、これを許可いたします。

順次お願いいたします。

はい、どうぞ。

○山下和彦子育て健康部健康づくり推進室予防推進担当課長 予防推進担当課長の山下です。

それでは、議案第50号 補足資料の説明をいたします。

新型コロナワクチン接種は、今年度から予防接種法の定期接種B類に位置づけられ、自己負担金以外は高齢者インフルエンザワクチン接種と同条件で接種を実施します。接種時期は10月1日から1月31日までで、1回の接種を予定しております。対象者は65歳以上の方及び60歳以上65歳未満の方のうち、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいをもつ方となります。自己負担金は3,000円で、医師会と調整中です。なお、生活保護世帯、市民税非課税世帯は自己負担金免除となります。市民周知につきましては、広報いずみ、ホームページに掲載するほか、予防接種実施医療機関へポスターの配布を予定しております。

次に、予算の積算についてですが、予防接種委託料につきましては、公費負担1万2,300円で、想定接種率50%として積算しております。また、予防接種助成費は、生活保護世帯、市民税非課税世帯の自己負担金3,000円を市が助成するものです。なお、歳入として、公費負担1万2,300円のうち、8,300円が国から補助されます。

以上、簡単ではございますが、議案第50号 補足資料の説明とさせていただきます。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

それでは、議案第50号 補足資料に基づき説明させていただきます。

まず、1、補正の金額でございますが、歳出予算として252万4,000円の増額、歳入予算と

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

して1,000万円を計上するものでございます。

次に、補正の理由でございますが、当初予算では市長公式訪問団をセネガル共和国へ派遣する費用としてホストタウン交流事業委託料を計上しておりますが、内閣官房事業である万博国際交流プログラムが1月末に発出され、このプログラムを活用することで国から経費の補助を受けることが可能となりました。この万博国際交流プログラムは、大阪関西万博を契機に、地方公共団体の事業を通じた継続的な国際交流を支援するものであり、セネガル共和国への派遣のほか、万博に関する講座や動画配信など、子どもたちを中心とした各種交流事業について補正予算を計上し、実施しようとするものでございます。

補正の内容でございますが、まず、歳出予算として、セネガル共和国へ派遣する経費であるホストタウン交流事業委託料につきましては、人数を7人から5人、内訳は市関係4人と通訳1人へ変更し、147万6,000円減額いたします。

次に、各種交流事業を実施するため、万博国際交流プログラム推進事業委託料400万円を増額いたします。

この差引きといたしまして、252万4,000円の増額補正を行うものでございます。

次に、歳入でございますが、万博国際交流プログラム事業交付金として1,000万円を計上するものでございます。

また、次のページに、参考としてセネガル共和国と国との交流に関する予算全体と、令和6年度委託事業内容を記載しております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第50号 補足資料の説明とさせていただきます。

以上です。

○山本秀明委員長 補足資料の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の発言はありますか。

早乙女委員。

○早乙女 実委員 ありがとうございます。

今、補足説明があった万博国際交流プログラムのほうについて、ちょっと再度お聞かせいただきたいと思っております。

このセネガル共和国の訪問については、予算審査の特別委員会でも一定の意見は述べさせていただいてるんですが、今回改めて交流事業の委託料を減額されてるということなんですが、先ほどの説明もありましたけれども、改めて、この減額の理由を再度説明していただき

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

たいと思います。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

ホストタウン交流事業委託料については、セネガル共和国を訪問する経費として、当初予算ではスポーツ交流関係者を含む7人分の予算を計上しておりましたが、再度人選を精査し、5人分、市関係4人、通訳1人に変更したことによるものでございます。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 スポーツ交流関係者を含む7人だったのが、その部分を若干精査して減らしたということなんですけども、では、改めて、国際交流プログラム推進交流事業の委託料のほうのこの委託の内容、こういったことをやられるのか、先ほど少し説明はされてますけれども、改めて再度御説明いただきたいと思います。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

万博国際交流プログラム推進事業委託料は、子どもたちに万博の意義を知ってもらい、1970年の大阪万博からこれまでに社会がどのように変化し、どのような課題があるのかということや、我が町の未来や自分自身の将来の夢について考えてもらうため、市内小中学生を対象とした万博に関する講座や動画配信など、子どもたちを中心とした交流事業の実施に関する経費となっております。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 国の万博国際交流プログラムを活用してセネガル共和国へ訪問という、そういう形で少し新しい委託事業が加わって、当初、ホストタウン、オリンピックのホストタウンを訪れるという、そういう交流目的、渡航目的だったんですけども、ちょっと内容が変わってきてるんじゃないかなという、そんな気がしています。

さらに、この予算の事業別区分の内容がスポーツの普及、体力向上事業、生涯学習推進室という、こういう費目の立て方で説明がされていて、いわゆる万博の参加国への交流事業としては、少しこのスポーツ普及、体力向上というこの辺の項目からすると違和感があるんで

【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

すが、この点についての御見解はどのようにお持ちなのかお聞かせください。

○山本秀明委員長 はい、どうぞ。

○富岡大作生涯学習部生涯学習推進室スポーツ振興担当課長 スポーツ振興担当課長の富岡です。

ホストタウンであるセネガル共和国とのスポーツを含めた国際交流という渡航目的に変更はなく、今回、万博国際交流プログラムに関する事項が加わったものです。

このことから、当初予算で計上した予算科目と同様に、補正予算を計上したものです。

以上です。

○山本秀明委員長 早乙女委員。

○早乙女 実委員 聞いてますと、国が補助をつけたから乗っかってこれで安う行ったろうという、口が悪いですけどね、そういうふうにとられかねない、そんな中身だと思います。

さらに、様々な委託事業で事業組まれてるんですが、セネガル共和国との交流であれば、何も現地行く必要なくて、大阪に万博の会場に来るんだったら、そこで交流もできるんじゃないかなというそんな気もしています。あくまで渡航にこだわってるというのはいかなものかなと思ってますので、その点は付け加えて意見として申し述べておきます。

以上です。

○山本秀明委員長 他に質疑の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

他に質疑ないものと認め、質疑を終了いたします。

続いて討論を行います。

討論の発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

別にないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。

議案第50号の本委員会所管部分を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

よって、議案第50号の本委員会所管部分は原案のとおり可決されました。



【速報版】校正前原稿のため公式な記録ではありません。

◎閉会宣告

○山本秀明委員長 以上で、本委員会に付託をされました案件の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、私に一任願いたいと思います。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時43分閉会)



会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委員長 山 本 秀 明